

令和元年度

第1回 豊明市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和元年7月11日（木）

午後1時30分開始

豊明市役所本館4階 第3委員会室

令和元年度 第1回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

令和元年7月11日(木) 午後1時30分から
市役所本館4階 第3委員会室

出席者	公益代表	加藤誠(会長) 松本昇(副会長)
	保険医・薬剤師代表	永田康夫(医師代表) 松森正起(歯科医師代表)
		太田満(薬剤師代表)
	被保険者代表	田口一子 今井和子 山田千宏
	保険者代表	豊明市長 小浮正典
	事務局	健康福祉部長 伊藤正弘
		保険医療課長 伊藤克代
		保険医療課 (栗田久美子)

傍聴者 0名

令和元年度第1回豊明市国民健康保険運営協議会を令和元年7月11日(木)豊明市役所にて開催した。議題および審議経過については、以下のとおりです。

議題

- (1) 平成30年度決算見込及び令和元年度予算について
- (2) 国民健康保険の制度改正について
- (3) 令和元年度スケジュールについて
- (4) その他

開始 午後1時30分

進行(課長)

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより令和元年度第1回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

初めに、各委員の皆様へ委嘱状の交付をさせていただきます。

本協議会委員につきまして、今年は改選の年となっており、任期は令和元年5月16日から令和4年5月15日までとなっております。今期より任期は3年間となりましたので、よろしく願いいたします。

なお、委員の改選によりまして、被保険者代表3人のうち、お2人が新しい方となりました。田口様と山田様になります。お願いいたします。

また、公益代表の方で、民生委員の交代によりまして、川辺様が新しく委員になられております。

そのほかの方につきましては、前期に引き続いて、今後3年間よろしくお願いいたします。

それでは、市長より、委嘱状を交付させていただきます。各委員を代表しまして公益代表の加藤誠様に交付いたします。他の委員の方につきましては、机上に委嘱状をお配りします。

(市長より加藤誠委員へ委嘱状を交付)

それでは、会議の開催に先立ちまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

改めまして、皆様方、こんにちは。ここから3年間、新しい運営協議会の委員の皆様方と一緒に議論を深めていきたいと思っております。また、国民健康保険運営協議会は、市長から委嘱されている委員会というよりも、意思決定機関です。毎年、保険税を改定しないといけない状態があり、特に年度の後半に、毎年この課題が生じます。今年度も間違いなく生じてきます。他の委員会と比べても、非常に負担の重い協議会です。

一方で、三師会の先生方には引き続きお願いしてお受けいただいておりますので、専門的なことは三師会の先生方からお話を伺いますし、被保険者の代表の皆様方は遠慮なく、正直分らないことがたくさんあると思っております。非常に難しい制度設計になっておりますので、遠慮なく、ご質問いただけましたら幸いです。また、社会福祉協議会から加藤さん、商工会から松本さんには引き続きお願いする形になります。それぞれの立場で、遠慮なくご意見をいただけましたら幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

進行（課長）

ありがとうございます。

ここで、市長は他に公務がございますので、これにて退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長退席)

進行（課長）

本日は、公益代表の川辺委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、運営委員会規則第5条により、過半数以上の出席がございますので、会議は成立いたします。

では、本日は第1回の協議会になりまして、新しい委員の方もお見えですので、委員の皆様、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員、事務局職員、自己紹介)

進行 (課長)

ありがとうございました。国民健康保険の運営につきましては、今後とも皆様方から貴重なご意見をいただきまして、より健全な運営を目指していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に沿いまして、会議を進めさせていただきますが、その前に、次第の訂正をお願いいたします。5. 報告事項 (1) の「平成 30 年度決算」を「平成 30 年度決算見込」と訂正をお願いします。

それでは、初めに、次第の 3. 正副会長の選出になります。選出の方法につきましては、国民健康保険法施行令第 5 条の規定により、会長は公益代表のうちから選挙で選出することとなっておりますが、皆様がよろしければ、委員の皆さんの互選とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは、互選とさせていただきます。どなたかご推薦などありましたら、お願いします。

委員

僭越ながら、慣例に従いまして、会長には豊明市社会福祉協議会会長加藤委員、副会長には豊明市商工会幹部理事松本委員をお願いしてはいかがでしょうか。ご提案申し上げます。

進行 (課長)

ありがとうございます。今、委員の方から、会長に社会福祉協議会会長の加藤委員、副会長に商工会幹部理事の松本委員を、というご提案がありました。皆さんいかがでしょうか。

(一同了承)

よろしいでしょうか。それでは、加藤委員に会長を、松本委員に副会長をお願いすることとさせていただきます。お二方ともよろしいでしょうか。

(加藤委員、松本委員、了承)

よろしくお願いいたします。それでは、お二方につきましては、席のご移動をお願いします。

(会長席・副会長席へ移動)

進行（課長）

それでは、早速ですが、お二人から就任のご挨拶をいただきたいと思います。まず、加藤会長よりお願いします。

会長

それでは、僭越でございますけれども、前回に引き続いてお受けさせていただきます。よろしく申し上げます。前回やらせていただいた中で感じるのは、国保制度というのは致命的な危機状態にある、空洞化されている、ということです。統計では、2015年の無職者が57.1%までになっている、こんな状態の中で国保を運営していかななくてはならないというのは、市にとっても大変負担の大きな内容ですし、県にとっても大きな内容だろうと思います。その中でも、この協議会を開いて、どうしても1年に1回は決定をしていかなければならないというのは、本当に皆さんも大変負担に思われると思いますけれども、運営に関して、ベストを尽くして最適な答えを出していきたい、このように思いますので、協力の方よろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

副会長

商工会の松本です。加藤会長のもと、前回に引き続きまして副会長をやらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

進行（課長）

ありがとうございました。これより先は、運営協議会規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり会を進めていただくこととなっております。なお、本日は市長からの諮問はございませんので、報告事項等を議題とさせていただきます。

それでは、会長よりお願いします。

会長

それでは、よろしくお願ひ申し上げます。

5の報告事項に入ります。(1)平成30年度決算見込及び令和元年度予算について、事務局説明をお願いします。

事務局説明

説明に入ります前に、本日の会議の資料を確認させていただきます。

(資料の確認)

では、資料に沿って説明させていただきます。

(資料に沿って説明)

◎平成 30 年度決算見込額について

- ・平成 30 年度収入決算見込額合計で 67 億 2,399 万 5 千円は、前年比約 11 億円、14.05% の減。新制度となり、予算科目の変更及び予算規模の縮小。
- ・保険税収入は 13 億 3,800 万円余。前年比約 1,300 万円、0.99%減。税率改正により 1 人あたり税額は増えているが、加入者数の減により、全体では微減。収納率は前年より向上している。
- ・国庫支出金は制度改正により、平成 30 年度はゼロ。
- ・県支出金は、保険給付費用分が交付される普通交付金と、保険者努力支援分や保健事業に対して交付される特別交付金と、合計で 43 億 6,600 万円余。
- ・繰入金は法定と法定外合計で 6 億 8,800 万円ほど。前年より約 1 億 1,500 万円増。
- ・支出について、保険給付費が支出額全体の 65%を占め、43 億 3,800 万円余。前年比約 3 億 700 万円、6.61%の減。加入者数の減による。
- ・国民健康保険事業費納付金は、18 億 9,800 万円余。新制度により新設された科目で市町村の医療費水準、所得水準を反映して決められた金額を県へ支払った。
- ・基金積立金として 1 億 4,900 万円余。前年度繰越金から国等への精算金を返還した後の残金を基金へ積立した。
- ・支出合計 66 億 7,449 万円は、前年比約 8 億 6,400 万円、11.46%の減。
- ・収入額から支出額を差し引いた残額が翌年度繰越金となり、4,950 万 5 千円で、前年度約 2 億 8,500 万円から大幅に減。

◎令和元年度予算額について

- ・収入として、保険税を 12 億 6,400 万円余。県支出金を 44 億 4,800 万円余。繰入金は基金取崩 1,000 万円と合わせて約 6 億 9,800 万円を計上。
- ・支出として、保険給付費を 44 億 2,800 万円余。国保事業費納付金は 18 億 2,700 万円余を計上。
- ・予算額合計は 64 億 2,090 万円。

会長

ありがとうございました。ただいま説明をいただきました(1)の議題でございます。議事に入ります前に、運営協議会規則第 8 条の規定によりまして、議事録の署名者について決定しておかなければならなかったもので、ここで指名させていただきます。保険医・薬剤師代表の太田委員と被保険者代表の田口委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、報告事項の（１）平成 30 年度決算見込及び令和元年度予算についての説明をいただきました。これについて、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

委員

よろしいですか。収納率 78.62%ということで、すごく頑張ってみえると思いますが、保険税が払えない理由、やむを得ない理由があると思うのですが、債権管理課と納められない人とトラブルがあったことがあるか。わざと払わない人はいないとは思いますが、どういう理由が多いか、について聞きたいです。収納率を上げることはいいですが、限界があると思いますので。この辺をお願いしたいです。（収納率向上の意見を）会長が持って行かれて、市長はどういうふうに捉えられましたか。教えて欲しいです。

会長

ありがとうございます。前回の協議会で、諮問事項に対する答申に付帯事項といった形で、収納率向上についてお話しさせていただきました。これに関しまして、支払えない人とのトラブルはあったかなかったか、支払えない理由はどのようなものがあるか、事務局のわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

事務局

収納部分については債権管理課でやっていますので、具体的な例などは分からないのですが、収納に関するトラブルについては、特には聞いておりません。払えない、滞納となってしまう理由については、国保に加入される方というのが、退職して年金生活をしている方、若い人ですと健康保険のある会社にお勤めでない方となるので、無職であったり、働けない事情があって働けない方だったり、どうしても所得の低い層の方が国保には多いことが理由として考えられます。

委員

前年度の収入によって収める金額が決まってくると思うのですが、前年度は収入が多くて今年度は収入が少なくて生活が苦しいから払えないということはあるのでしょうか。

事務局

あります。前年の所得収入に応じて今年度の保険税を課税するので、前年は収入があったけど、支払うときには収入がなくて払えないという人は確かにいますが、そういった方につきましては減免の制度がございます。今年の収入が前年と比べて2/3以下になる見込みの人には、減免申請をしていただくと税額が減るという制度で、窓口や電話などでご相談があった方には減免の制度をご説明して申請していただき、税額を減額することをしてしておりますが、それでも、税額はゼロにはなりません。

委員

税額が減免されている人は多いのですか。何パーセントくらいいるのですか。

事務局

今、手元に資料がないので、はっきりとは申し上げられませんが、割合としてはそれほど多くはないです。

会長

この内容については、次回のおきに数字的なものも含めて内容を説明いただくことでどうでしょうか。

委員

はい、結構です。

会長

それでは、次回にその答えをいただきたいと思いますので、事務局はそれまでの間に調べておいて下さい。

委員

加えて、高額医療の方、1人当たりの給付額が急激に上がっている状態がありますが、私去年も聞いたのですが、初めての方もいらっしゃいますので、こういう状況もありますというレアなケースも次回までに調べられる範囲でお願いします。普通のところはいいと思いますが、イレギュラーな部分で私と同じ感覚でお聞きしたいと思うと思いますので。

事務局

わかりました。

会長

その他、何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、(1)は終わりました、(2)に入ります。国民健康保険の制度改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料に沿って説明)

◎国民健康保険の制度改正について(平成31年4月1日適用分)

①税率等改正

・前回の協議会で諮問し、答申いただいたとおりの改正案で、3月定例会議に議

案上程し承認された。

②平成 31 年度税制改正関係

- ・低所得者に係る保険税の軽減判定所得の見直しがされ、5割軽減と2割軽減の基準が引き上げられた。平成 31 年 3 月 29 日付け専決、4 月 1 日施行。
- ・課税限度額（国基準）が見直され、医療分 58 万円が 61 万円に引き上げられた。この改正への対応は、令和 2 年度からの予定。

③旧被扶養者減免の見直し

- ・旧被扶養者に係る国保税の均等割（旧被扶養者のみの世帯は均等割と平等割）の 1/2 減免期間を資格取得後 2 年間に限定する。国通知に従い、平成 31 年 3 月に規則改正、4 月 1 日施行。

◎法改正事項（参考資料）

- ・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が成立、5 月 22 日に公布された。
- ・主な内容に、オンライン資格確認の導入、オンライン資格確認や電子カルテ等普及のための医療情報化支援基金の創設、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、など。
- ・オンライン資格確認は、マイナンバーカードを利用して医療保険情報を確認、診療報酬の請求を行うもので、令和 3 年 3 月から開始の予定。来年の保険証一斉更新時に保険証番号の個人単位化が必要なため、システム改修を行う。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は、高齢者一人ひとりの医療・健診・介護の情報を一括把握、地域の健康課題を整理・分析して、保健事業と介護予防を市町村が一体的に行うもの。令和 2 年 4 月から施行、実施予定。

会長

（3）スケジュールも説明願います。

事務局

今年度のスケジュールについて、説明します。昨年から引き続きの方は、大体昨年と同じスケジュールです。そろそろ来年度の公費の考え方が国から提示されることとなっています。そして、10 月から 11 月上旬にかけて来年度の事業費納付金の仮算定が行われ、その結果が市町村へ示されるのが 11 月中旬頃です。それを基に来年度の予算や保険税等を考え、その段階で一度この運営協議会で皆さまにご説明したいと思っています。多分 12 月下旬になります。年末のお忙しい時期にはなりますが、よろしく願います。その後、年末に国から納付金を算定する確定計数が提示されまして、県が本算定を行い、年明け 1 月中旬に市町村へ本算定額が提示されます。その本算定額をもって、予算や保険税率案を事務局にて作成しまして、1 月終わり頃の、第 3 回目の運営協議会に諮問しまして、皆さんに審議していただき、答申をいただくことになると思います。そ

の答申を受けまして、3月議会において条例改正と予算について審議させていただいて、来年4月から令和2年度が始まる形となります。ですので、運営協議会としては、12月の終わりと1月の終わりに第2回、第3回の運営協議会を予定しております。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から報告事項(2)と(3)を合わせて説明をいただきました。(2)(3)の関係でご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。新しい方もおみえになります。今一度資料に目を通していただいて、言葉すらわからない状態だろうと思いますので、何なりと事務局へお尋ねいただきまして、分からないところは全てお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その他ございませんようでしたら、次回は12月末でございます。この時に一応仮算定が出てきますので、それに対する説明をいただく。第3回目が1月末ということで、正式に来年度の保険税率を出していただく、決定をしていただく場に持っていきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。忌憚のない意見をいただくのは、次回からとなりますので、よろしくお願いいたします。

それと、今日、出していただきました意見の中で、2人の委員から出された内容が事務局への宿題とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

無いようでしたら、これで終了とさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。長時間にわたりまして、色々説明をお聞きいただいて、忌憚のないご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。次回もどうぞよろしく申し上げます、本日は終了とさせていただきます。お疲れさまでございました。

事務局

ありがとうございました。

終了 午後2時40分

会議議事録に関する署名

国民健康保険運営協議会規則第8条に基づき署名する。